

発 境 自 第 1 9 号
令和4年3月22日

鳥取県知事 様

境港市長 伊 達 憲 太 郎



原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について（回答）

平成25年11月21日付け電原総第26号で中国電力から事前報告のあった標記の件について了解し、島根原子力発電所2号機の再稼働については、安全を第一に同意します。

なお、中国電力及び国に対して下記要望を行っていただきますようお願いいたします。

記

（中国電力に付する条件）

- 1 島根原子力発電所の安全対策については、安全を第一として、常に最新の知見を反映すること。
- 2 市民の安全・安心の確保及び島根原子力発電所の安全性向上のため、安全文化の醸成に不断に取り組むとともに、その情報提供を適切に行うこと。
- 3 引き続き実施される原子力規制委員会の設計及び工事計画認可申請や保安規定変更認可申請の法令上の手続きに真摯に対応するとともに、市民に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 4 鳥取県、米子市及び境港市が行う原子力防災対策について、誠意をもって協力すること。
- 5 汚染水対策を適切に実施すること。

（国への要望）

- 1 島根原子力発電所2号機の再稼働については、今後設計及び工事計画認可申請や保安規定変更認可申請の法令上の手続きについて、厳格な審査を行うとともに、安全が確保されるよう厳しく監督指導すること。
- 2 再稼働については、政府が責任を持って対処すること。
- 3 原子力発電所の安全性に関して新たな知見を得たときは、規制基準を速やかに見直すとともに、その内容について市民に分かりやすく説明すること。
- 4 武力攻撃を踏まえた原子力発電所の安全について、規制要求を含めて万全の対処を行うこと。また、その対処について、国民に丁寧に説明すること。
- 5 原子力発電所の安全対策、原子力災害時の避難対策等について、関係自治体をしっかりと支援するとともに、関係省庁における適切な財源措置が図られるよう、省庁横断的な調整を行うこと。
特に、原子力災害時の住民避難計画の実効性をさらに高めるため、米子境港間の高規格道路の早期事業化を図ること。
- 6 周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明らかにすること。
- 7 島根原子力発電所において、汚染水対策を適切に実施させること。
- 8 使用済燃料の最終処分については、確実に実施できるよう政府が責任を持って対処すること。
- 9 再生可能エネルギーの拡大を図り、可能な限り早く原子力発電への依存度を低減すること。
- 10 原子力防災対策を行わなければならない周辺自治体に対する財政的配慮を行うこと。